

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年10月30日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 0件

3. GⅢグレード 7件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	換気空調冷却水系主冷水ポンプ(B)のメカニカルシール部から僅かな水漏れ(汚染なし)を確認した。当該メカニカルシールを点検・修理。	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機(B)清水膨張タンク補給弁の動作不良を確認した。当該弁を点検・修理。	
3	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の軸封部油切りから極微量の油漏れを確認した。拭き取り実施済み。当該部を点検・修理。	
4	5号機	放射性廃棄物処理設備の排水放射線モニタ装置サンプルタンク排水配管に詰まりを確認した。当該配管を点検・清掃。	
5	6号機	可燃性ガス濃度制御系装置室搬出入扉の開閉状態に異常を示す警報の発生を確認した。当該事象の原因を調査し点検・修理。	
6	その他	放射性廃棄物処理設備制御室にあるプリンタ装置に紙詰まりを確認した。当該プリンタを点検・修理。	
7	その他	発電所構内道路で代替熱交換設備用トラクタの運転時、トラクタの一部を破損させ潤滑油が滴下(約100cc)したことを確認した。拭き取りおよび路面を流れた潤滑油の処理を実施済み。当該部を点検・修理。	